

別添4

原子力規制検査等実施要領（令和元年12月）  
(抜粋)

原 子 力 規 制 序

表 5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（実用発電用原子炉施設）

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（核燃料施設等）

指摘事項 (追加対応なし)	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定期かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
指摘事項 (追加対応あり)	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準 安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準 安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足していないが、事業者が行う安全活動に長期間にわたり又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的は満足していないため、プラントの運転が許容されない状態	監視領域における活動目的は満足していないため、プラントの運転が許容される状態
評価基準	全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が検査の評価が検査	監視領域（大分類）において白が1又は2 又は ・監視領域（大分類）において白が3 において白が3以上又は黄が1 又は ・監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1 又は ・監視領域（小分類）において白が3 ・黄が複数又は、 ・黄が複数又は、 ・赤が1	監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 ・黄が複数又は、 ・赤が1	監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 ・黄が複数又は、 ・赤が1	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）
項目	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・追加検査はなし	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項1号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第2号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第3号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第3号に係る追加検査
検査対応	・事業者は正処置の状況を確認する	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・全般的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定	・全般的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定

規則：原子力規制検査等に関する規則